

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(令和14年12月31日まで)

秋 本 人 安 第 4 0 5 号
令 和 4 年 5 月 1 6 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

民法の一部を改正する法律及び少年法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係文書の読替えについて（例規）

民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）及び少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）が本年4月1日から施行されたことに伴い、民法（明治29年法律第89号）における成人年齢が引き下げられるとともに、少年法（昭和23年法律第168号）における成人の定義が削除されたことから、関係文書について、別添のとおり読み替えて運用することとしたので、取扱いに誤りのないようにされたい。

別添

1

標題	少年指導委員制度の運営について（例規）
読替え前	未成年者
読替え後	20歳未満の者
日付等	平成18年12月15日付け 秋本少第224号
保存期間	10年（令和6年12月31日まで）
文書番号	X-1-1-1-02

2

標題	不良行為少年補導活動実施要綱の制定について（例規）
読替え前	成人
読替え後	20歳以上の者
日付等	平成21年1月8日付け 秋本少第4号（例規）
保存期間	10年（令和6年12月31日まで）
文書番号	X-1-1-1-02